

令和6年度AOIフォーラム会報誌及び動画作成業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度AOIフォーラム会報誌及び動画作成業務委託

2 業務の目的

本業務は、AOIフォーラム会報誌の作成及びWebサイト(aoi-forum.jp)に掲載するAOIフォーラム会員紹介動画を作成することで、AOI-PARC及びAOIフォーラムの取組を情報発信し、新たなAOIフォーラム会員獲得や新たなオープンイノベーションの需要を掘り起こすことを目的とする。

3 委託期間

契約締結から令和7年3月21日まで

4 業務内容

(1) AOIフォーラム会報誌の作成

受託者は、AOI機構が指定する取材先で、取材、撮影、原稿作成、デザイン、レイアウトを行い、下記①②を納品すること。

① 会報誌の作成(印刷物)

ア 取材先:(ア)AOIフォーラム会員企業。県外企業を含めて6社を想定すること。

(イ)静岡県沼津市:AOI-PARC内(静岡県農業技術研究所次世代栽培システム科、国立研究開発法人理化学研究所、慶應義塾大学SFC研究所AOIラボ)

イ 発行回数:1回

ウ 発行部数:2,000部

エ 印刷方法:4色フルカラー

オ サイズ:A4版 8ページ

カ 製本:中綴じ ホチキス留め

キ 用紙:A3 マットコート紙135kgもしくはそれに準じる紙質のもの

ク 校正:3校及び本誌校正1回。2月21日までに本誌校正まで終了すること。

ケ 送付先:400箇所を想定すること(AOIフォーラム会員、AOI機構理事監事評議員等)
発行部数2,000部と送付した差分はAOI機構に送付すること。

コ 送付方法:配送。封入物には送付状1枚を想定すること。送付状、発送先のリスト、発送用角2封筒は契約締結後にAOI機構が提供する。

コ 送付期限:令和7年3月10日以前。納期までに送付先に必着すること。

② 会報誌の作成(AOIフォーラムWebサイトのページ作成)

ア 作成回数:1回

イ 作成場所:AOIフォーラムWebサイトの特集ページ内

ウ 作成方法:Word Pressを使用

エ 作成内容:①の印刷物と同じ原稿と画像で作成

(2) 動画の作成

受託者は、AOI フォーラム会報誌の作成で指定した取材先で、AOI フォーラム HP (aoi-forum.jp) に掲載する会員紹介動画を撮影、編集を行って納品すること。撮影はドローンによる空撮も想定すること。

ア 取材先：AOI フォーラム会報誌作成で取材する 6 社を想定すること。

イ 長さ：1 会員あたり 4 分以内

ウ 規格：HD (1920×1080Pixel) 解像度以上

エ 本数：6 本

5 成果品

本業務の成果品として、以下に掲げるものを提出すること。

(1) 業務実績報告書 (次の項目を含むこと)

ア 委託業務の実施内容

イ その他委託業務実施の説明に必要と考えられる資料

(2) 成果品

ア AOI フォーラム会報誌 (令和 7 年 3 月 10 日までに下記の納品先に送付すること)

イ AOI フォーラム会報誌の AOI フォーラム HP への掲載

ウ 会報誌の最終稿電子データ (AI データ) (USB メモリでの納品)

エ 撮影した写真データ (JPEG 等) (USB メモリでの納品)

オ 動画収録メディア (USB メモリまたは光学ディスク DVD-R や BD-R での納品)

(3) 納品日

令和 7 年 3 月 21 日以前

(4) 納品先

一般財団法人アグリオープンイノベーション機構

〒410-0321 静岡県沼津市西野 317

6 協議・打合せ等

業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡をとることとし、協議・打合せ等適宜行うものとする。

7 契約後の留意事項

(1) 第三者への委託

本業務の一部を第三者に委託し、または請負わせる場合は、再委託費が 50 万円を超える場合に限り、事前に AOI 機構に対し書面で再委託先、再委託期間および再委託する業務内容を届け出ることとする。

(2) 個人情報の取扱い

本業務を通じて知り得た会員情報、個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

(3) 本業務の実施により生じた著作物や著作権等に関する全ての権利は A0I 機構に帰属し、その利用及び再編集は A0I 機構において自由に行うことができるものとする。また、受託者は A0I 機構の許諾無く成果物を利活用してはならない。

(4) 本業務の成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に A0I 機構に無償で譲渡するものとする。また、A0I 機構は成果物が著作物に該当する、該当しないに関わらず、当該成果物の内容を承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、A0I 機構が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、承諾なく行うことができるものとする。

(5) 損害に対する賠償

疫病、食中毒、暴風、大雨、洪水、落雷、地震、火災、暴動その他 A0I 機構の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により運営が困難になり損害が生じる場合においても、A0I 機構に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受託者の責めに帰する事由により、運営に関し、A0I 機構または第三者に損害を与えたときはその損害を自己の負担により賠償するものとする。

8 その他

(1) 本業務の実施にあたっては、A0I 機構の指定する監督員との打合せを密に行い、その指示に従うこと。

(2) 本業務は、A0I 機構の指示のもとに作業を進め、必要に応じて関係書類を提出し、承認を受けるものとする。

(3) 専門的な立場から、契約後も本業務の契約金額内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

(4) 本実施要領に明記されない事項及び内容に疑義が生じた場合、又は本実施要領に定めのない事項については、監督員と十分に協議のうえ決定するものとする。